

奈良県文化財保存活用大綱（概要）

背景

- ①少子高齢化・過疎化の進行等の社会状況の変化による文化財の劣化・散逸の危機、②歴史文化資源活用に力点を置いた「奈良県文化振興大綱」の策定（平成29年3月）、③令和4年3月に予定している「なら歴史芸術文化村」の開設、④国における文化財保護制度の見直しなどを踏まえ、本県においても**文化財の保存と活用の方針**を策定する必要がある。

【文化財の保存と活用を推進する意義】

- 過去から受け継がれてきた本県にある魅力あふれる多くの**文化財を次世代に確実に継承**する。
- 公共財でもある文化財について、**県民等がその魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、親しみ、交流**するようにする。
- 文化財をまちづくりに活かしつつ、**地域を活性化**する。

本県が取り組む文化財行政の視点

① 文化財の保存と活用の一体性	保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもの。
② 文化財の把握の必要性	文化財の保存はもとより、活用するためにも地域の魅力ある文化財を網羅的に把握する
③ 修復等の透明化・標準化	文化財の本質的な価値をより多くの人に分かりやすくするために文化財の取扱いの透明化及び標準化を確立する
④ 人材育成	文化財の保存修復等の人材を育成し、修復知識・技術の保持等を図る
⑤ 地域づくり	文化財の保存と活用の一体性のある施策展開により、地域の誇りである文化財を活かして地域づくりを推進する
⑥ 持続性のある文化財保護	災害・犯罪に対する防災・防犯対策に取り組むとともに、文化財の重要性の周知やPR等を行う。

序章 大綱策定の背景と目的、大綱の位置づけ

1. 大綱策定の背景と目的

過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の担い手が減少するなど地域の伝統文化の継続危機

文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化

適用期間：令和3年度から令和6年度

2. 大綱の位置づけ

文化財保護法改正（H31.4施行）

第183条の2の規定に基づく、文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確化するとともに、各種の取り組みの共通の基盤となるもの

第1章 奈良県における文化財の現状

1. 奈良県の概要

2. 文化財に関する奈良県の状況

3. 奈良県の文化財

奈良県の文化財の概要、歴史文化の特徴

第2章 文化財の保存と活用に関する課題

1. 分野別の文化財の保存と活用に関する課題

建造物・伝統的建造物群、美術工芸品、民俗文化財・無形文化財、史跡、名勝・文化的景観、天然記念物、埋蔵文化財の分野別に課題を整理

2. 奈良県文化振興大綱の策定

3. 奈良県文化振興条例の制定

第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置

1. 文化財の保存と活用を推進する意義

- ・文化財を次世代に確実に継承
- ・県民等がその魅力に触れ、価値を理解し、守り、楽しみ、交流する
- ・地域を活性化

2. 文化財の保存と活用における視点

上記①から⑥

3. 分野別の文化財の保存と活用を図る取組

建造物・伝統的建造物群、美術工芸品、民俗文化財・無形文化財、史跡、名勝・文化的景観、天然記念物、埋蔵文化財の分野別に取組を整理

第4章 市町村への支援の方針

1. 基本的な考え方

市町村に期待されている役割を踏まえた本県の市町村支援の考え方

2. 支援の状況

会議等による情報交換や補助金による支援を実施

3. 市町村文化財保存活用地域計画作成への支援

文化財保存活用地域計画を策定する際の相談や助言等

第5章 防災・災害発生時の対応

防災に対する対応

- (1) 文化財の防火対策に関する条例の制定と取組の実践
- (2) 災害時の相互応援
- (3) マニュアルの改定
 - ①耐震対応
 - ②近畿圏自治体との連携
 - ③文化財防災ネットワーク
 - ④人災への対応

第6章 文化財の保存と活用の推進体制

推進体制

今後更に重要となる文化財の保存と活用のニーズに応えるため専門職員の配置等を検討

文化財の調査、研究、教育及び普及のため、橿原考古学研究所、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館、美術館及びなら歴史芸術文化村を活用